原子力規制委員会 委員長 更田豊志 様

伊方原発をとめる会 事務局長 須藤昭男 (松山市中央二丁目 23-1 平岡ビル 201)

保安規定違反を隠蔽していた伊方原発の廃炉を求める申し入れ

四国電力株式会社と愛媛県は、7月2日、伊方原発において 2017 年から 2019 年の間、 宿直要員が必要な人数を満たさない「保安規定不適合」があったと公表した。6月末の内部 告発を契機として調査公表したものと説明した。四電も県も「不適合」としているが、事実 は「違反」そのものである。

7月13日、四国電力は「伊方発電所における過去の保安規定不適合事案に関する調査結果」なるものを発表した。2016年4月の保安規定の改訂後に発生した無断外出による保安規定違反の事案は5回であって、重大事故時に炉心に冷却水を供給すべき「配管接続班長」が不在となる時間が発生していた。

当該の「配管接続班長」は、ガソリンチケットを用いた 38 万円の「横領」で 2020 年 5 月に停職 6 か月の懲戒処分を受け、2021 年 1 月に自主退職したとされている。「横領」とは、会社の車で出かけ、燃料を入れる際に容器を持参し、自分の車のためにガソリンを持ち帰っていた事件であるとのことだが、そのことによる保安規定違反を隠蔽し、公表しないままにしていたことこそ、重大な問題である。

四国電力が、「横領」による懲戒処分の際に、保安規定に抵触することに気付かなかったはずがない。7月13日の「調査結果」でも、「宿直当番中に不正に発電所外へ出ているとの噂を聞いたことがあるとの回答が10件寄せられた」ことが記されているのであり、当該班の担当職務を見れば、即座に保安規定違反に気付いたはずである。

およそ3年にわたって保安規定違反を報告せず、内部告発がなければ隠蔽状態を続けていたとみられる四国電力に対し、原子力規制委員会は厳しく制裁を行うべきである。この間に開催された原子力規制委員会において、この点が審議されたとは見えないことから、あらためて下記2点を申し入れる。

- 1.「配管接続班長」不在の保安規定違反を公表せず、内部告発が無ければ隠蔽を続けていたとかられる四国電力を厳しく制裁し、原発再稼働を認めないこと。
- 2. 保安規定違反のまま原発を運転した四国電力は「安全文化」不在企業であり、原発運転 の資格はなく、伊方3号機をとめたまま廃炉にさせること。